

## 「ご縁旅×美肌旅 しまね観光ガイドブック」制作業務 提案競技仕様書

### 1. 目的

「ご縁」「美肌」をはじめとした島根県の観光資源の魅力を、県外からの観光客にもわかりやすく伝えることで、島根の観光地としての認知度向上と来訪意欲の増進、周遊促進に繋げるため、「ご縁旅×美肌旅 しまね観光ガイドブック」（以下、「ガイドブック」という）を制作する業務を実施する。

### 2. 業務名

「ご縁旅×美肌旅 しまね観光ガイドブック」制作業務

### 3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4. 委託上限額

12,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全て（企画費、デザイン費、打ち合わせ費、取材費、印刷製本費、納品費用等、業務に係る全ての費用）を含む。

### 5. 業務の内容

#### (1) ガイドブックの制作

##### ①仕様・印刷部数

###### ア 規格

- ・体裁：B5判
- ・ページ数：40ページ程度（表紙・裏表紙含む）
- ・色数：フルカラー
- ・用紙：マット紙90kg

###### イ 発行部数等

(ア)年間発行部数 18万部

(イ)発行部数内訳（予定）

###### ・VOL. 37

初版：6月下旬発行予定 4.5万部

第2版：9月下旬発行予定 4.5万部

###### ・VOL. 38

初版：12月中旬発行予定 4.5万部

第2版：3月中旬発行予定 4.5万部

※各版の印刷部数については、提案内容や配布時期を踏まえ、県と協議の上、詳細を決定する。

※納品については、納品方法やスケジュールを県と別途協議の上、決定する。

##### ②制作方針

ア 島根県の観光総合情報誌として、島根県の観光資源の認知拡大と来訪意欲の増進を図る内容・構成とすること。

イ 初めて島根を訪れる県外からの観光客を念頭に、幅広い年代の女性層に加え、ファミリー層、パートナー層をターゲットとして想定すること。そのため、女性層の興味・関心を高める表紙デザイン、誌面構成を基本としつつ、ファミリー層やパートナー層が楽しめる内容も掲載するよう工夫すること

ウ 出雲地域、石見地域、隠岐地域への周遊観光を促す工夫をすること。

エ 各スポットの魅力が視覚的に伝わり、可読性が向上するよう、現行のガイドブックよりも画像・文字を大きくすること。

- オ 掲載内容については、原則通年使用できるものとすること。各号の第2版印刷時には、表紙および内容等の変更は基本的に行わないが、必要不可欠な情報更新や誤字脱字については修正を行うこと。
- カ 掲載しきれない情報については、「しまね観光ナビ(<https://www.kankou-shimane.com>)」等の観光ウェブサイトや施設ウェブサイト等へ誘導し、補うようすること。
- キ 原則として掲載する画像、文章などの必要な素材は、受託者において撮影・取材、作成を行い、内容等の確認をとること。また、掲載する画像素材については、ターゲットの興味・関心を引くような素材の入手に努めること。
- ク 掲載予定施設等への掲載の許可、掲載内容の確認を行うこと。
- ケ 原稿について、名称や電話番号、所在地、マップ等の事実関係の厳密な校正を行うこと。
- コ 表紙については印刷前に色校正を実施し、確認を行うこと。

### ③掲載する観光情報

- ア 「ご縁の国しまね」「美肌県しまね」の認知度拡大につながる情報、県が展開する観光キャンペーンの情報  
※内容、誌面構成等については県と協議の上決定する
- イ 以下の情報を含んだ構成とし、地域全体の魅力が伝わるように工夫すること。ただし出雲地域、石見地域、隠岐地域の情報をバランスよく掲載すること。また、観光スポット等の場所や問い合わせ先がわかる情報も併せて掲載すること。
  - (ア) 主要観光スポット
  - (イ) 食
  - (ウ) お土産
  - (エ) 温泉
- ウ 企画提案者が独自に提案する特集ページや記事

### ④誌面構成（最終的なページネーションは、契約後に県と協議の上、決定する）

テーマ	コンテンツ	ページ数 目安
目 次	目次、島根旅行への動機づけ（プロローグ）	2P
「ご縁も、美肌も、しまねから。」	島根県の強みである「ご縁」と「美肌」に関連する情報の紹介 ・「ご縁」「美肌」に関する観光資源の魅力をまとめて記載 ・美肌 8 温泉、島根と美肌の関係性についての記載 【参考】「うるおい研究室」 <a href="https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-uruoi/">https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-uruoi/</a>	指定しない
観光情報	上記③イで示した情報および③ウで提案するページや記事を掲載し、ページ数の配分は提案者から提案すること	指定しない
M A P等	県地図、交通アクセス情報等	2 P

※上記のページ数に表紙・裏表紙は含まない

## (2) 「日比谷しまね館」デジタルサイネージを活用したガイドブックPRコンテンツの作成

島根県のアンテナショップ「日比谷しまね館」店頭に設置されているデジタルサイネージを活用し、来館者がガイドブックへの興味・関心を引くコンテンツを作成すること。

### ①制作方針

- ア ガイドブック制作で使用した画像や撮影データ等を活用し、静止画メインの30秒から1分程度の長さとすること。(音声は非対応)
- イ VOL. 37 初版（6月下旬）およびVOL. 38 初版（12月中旬）発行時に作成すること。特段の事情がない限り各号の第2版発行時には新たに作成せず、初版発行時に作成した動画を継続して放映する。

### ②入稿仕様

日比谷しまね館の定める入稿規定に準じた仕様の動画とすること。主な仕様は次の通り。

- ・解像度、モニター比率

縦4,446pix×横1,920pix（比率が縦1,080×横1,920のモニターを縦に4つ並べた配置）

- ・データ形式

MP4

- ・フレームレート

30fps程度まで

- ・データの容量

800MBまで

### ③動画放映のための事務手続き

日比谷しまね館との交渉、連絡等に係る一切の手続きは、受託者において行うこと。

※内容や詳細な仕様については、県と協議を行い、決定したものに従うこと。

## (3) 初期発送業務

成果品について、県が内容を確認したのち指定する配送先へ受託者から初期発送を行うこと。なお、初期発送分を除いた成果品は県庁観光振興課に納品するものとする。

※初期発送にかかる費用は全て委託費に含むものとする。また、発送先及び部数については変動するため、その都度県と協議のうえ対応すること。

### ① 初期発送部数の目安

各版約18,000部

### ② 発送先別の内訳目安（令和7年度の初期発送実績を参考に算出）

東京都23区内：800部

名古屋市：1,000部

大阪市：2,000部

広島市：200部

境港市：200部

松江市：1,600部

浜田市：5,200部

出雲市：3,600部

大田市：400部

安来市：400部

江津市：800部

雲南市：400部

飯南町：200部

川本町：400部

津和野町：200部

吉賀町：400 部  
隱岐の島町：200 部

## 6. 著作権等

本業務により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下同じ。）そのほかの知的財産権は、受託者に帰属する。

ただし、委託業務の実施にあたり、委託者から提供を受けた委託者または第三者に著作権が帰属する著作物については、委託者または第三者に著作権が留保されるものとする。

また、受託者が作成した成果物について、委託者は受託者と合意した利用方法に従い使用することとし、受託者はその限りにおいて、著作者人格権を行使しないこととする。

## 7. 県との調整

- (1) 受託者は、受託後に、具体的な事業の内容、スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を作成すること。
- (2) 受託者は、業務遂行にあたり、県と定期的な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせ後は結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。
- (3) 受託者は、定期的に進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には速やかに対応すること。

## 8. 二次使用について

委託者が本業務において受託者が制作したコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真等）を下記媒体において二次使用する場合は、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

なお、使用期間および媒体の詳細については、委託者と受託者とが協議の上決定する。

- ①県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- ②その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

## 9. 提出物

- (1) VOL. 37・VOL. 38 ガイドブック印刷成果品（初版・第2版）
  - ①印刷用高画質 PDF データ
  - ②ホームページ掲載用 PDF データ（各版を発行後、速やかに県に提出すること）
  - ③使用した全ての画像データ
  - ④画像データの出典元を整理した一覧
- (2) 日比谷しまね館デジタルサイネージ動画データ（MP4 形式）
- (3) その他、業務に係る成果物一式

## 10. その他

- (1) この仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載がない場合、すべて本業務委託料に含むものとする。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上、定めるものとする。